

イノベーションは日本の成長戦略に欠かせないといわれており、特許はその中核に位置すると言っても過言ではない。そして特許の権利が侵害されたか否かは、最終的には裁判所で判断される。ところが特許権侵害訴訟の裁判の管轄が、地方創生に真っ向から逆行していることはあまり知られていない。

例えば、大分の企業が福岡の企業を相手取って特許権侵害訴訟を起こす場合、福岡でも大分でもなく、九州から遠く離れた大阪地裁で提起しなければならない。また青森の企業が札幌の企業を相手取る場合は東京地裁で提起しなければならない。これは特許権侵害訴訟の一番が東日本は東京地裁、西日本は大阪地裁の専属管轄だからである（民訴法6条）。

このため地方の企業は特許権侵害訴訟を提起しようとする、時間とお金について極めて高いハードルを最初から課されることになる。本来なら司法の場で白黒の決着をつけるべきことも、果たせなくなる可能性すらある。他の訴訟類型では考えられないことであり、地方創生に真っ向から逆行しているとしか言いようがない。

特許権侵害訴訟の専属管轄を法制化した当時、立法理由として「専門化」と「判断の統一」の2点が言われた。

専門化については確かに東京地裁と大阪地裁には知的財産の専門部が存在する。しかし、その裁判官はエンジニア出身でも理系出身でもなく、通常の裁判官が3年程度のローテーションで入れ替わる。特許権侵害訴訟といえども裁判官が法的判断をなす前提なら文系出身でも構わないと思うが、そうであれば逆に東京と大阪だけに専門部を置く理由は乏しい。また専属管轄を法制化してから年月がたち、すでに知財の専門部を経た裁判官が異動により全国各地の裁判所に補職されている。

次に判断の統一であるが、日本の司法制度は原則として三審制であり一審での判断の統一性への要求は必ずしも高くない。ある程度の判断の統一が必要であれば、2005年に設立された知財高裁があるので、そこで判断の統一化を図ればよいのである。

したがって地方創生を真に推進するには早急に法改正し、特許権侵害訴訟の一番の東京地裁と大阪地裁への専属管轄制を廃し、日本全国どこの地裁でも提起できるようにすべきだ。控訴審について知財高裁の専属管轄とすれば足りるのである。